

平成30年度 居宅介護支援事業所集団指導

実施 平成31年1月31日（木） 13：30～

指導内容

- 1 居宅介護支援事業者の指定権限移譲について
- 2 利用に際して保険者の承諾が必要な事項の手続きについて
 - (1) 軽度者への福祉用具貸与
 - (2) 認定期間の半分以上のショート利用
- 3 保険者に届け出が必要な事項の手続きについて
 - (1) 特定事業者加算
 - (2) 集中減算
 - (3) 訪問の多いケアプラン
- 4 関市の実地指導について
 - (1) 縦覧点検
 - (2) ケアプラン点検
- 5 福祉の窓口・ケア倶楽部について
- 6 関市の目指す介護支援専門員の活躍の姿
- 7 質疑応答

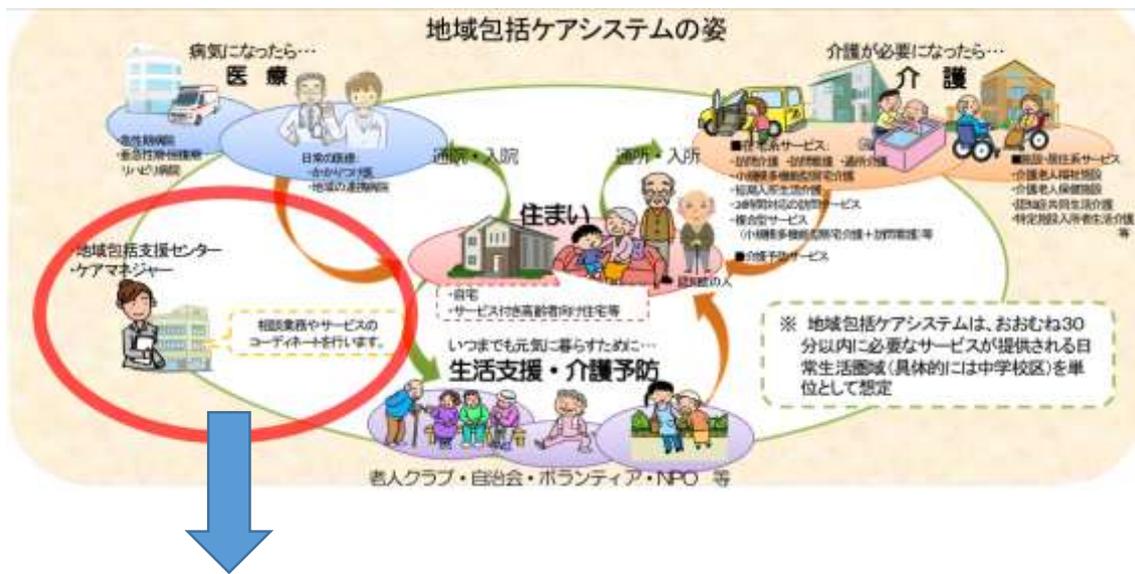
1 居宅介護支援事業者の指定権限移譲について

平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が、県から市に移譲されました。

(1) 権限移譲の意義

医療や生活支援のニーズが高い高齢者や、認知症を有する高齢者などが増加する中で、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが不可欠であり、そのケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の資質の向上が必要とされています。

こうした中、地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村が、ケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員に積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題の把握を幅広く行うとともに、保険者機能の強化を図るという観点から、介護支援専門員の育成や支援を充実することを目的として、市町村へ権限移譲されることになりました。



保険者である市町村が、居宅介護支援事業所の指定権者として、より積極的に関わり合いをもつことで、保険者機能の強化を図る

(2) 権限移譲による具体的変更点

ア 事業所の指定は、所在する各市町村より受けることとなります。

平成 30 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所の指定は、所在する市町村より受けることとなります。(事業所所在地の市町村以外の被保険者へのサービス提供は引続き可能です。)

- ・居宅介護支援事業者の指定、指定更新
- ・変更届、休止届又は廃止届の收受

イ 指定基準(人員・運営基準)は、各市町村の定める基準によるところとなります。

事業運営に際し遵守すべき指定基準(人員・運営等に関する基準)は、それぞれ各市町村が条例で定める基準によるところとなります。なお、現指定有効期間満了時は、各市町村に更新の手続が必要です。

ウ 市町村の指導監督等権限が強化されます。

従来 of 保険者権限に指定権者としての権限が付与されますので、下記の事項等は市町村主体で行うこととなる等、市町村の指導監督権限が強化されます。

- ・事業所実地指導
- ・勧告・命令
- ・指定の取り消し・効力の一部停止

エ 各種届出書提出先が市町村となります。

指定に関する申請関係書類のほか、以下の書類の提出先が、平成 30 年 4 月 1 日以降市町村となります。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算等に関する届出書

2 利用に際して保険者の承諾が必要な事項の手続きについて

(1) 軽度者への福祉用具貸与

高齢福祉課発行のパンフレット

軽度者への福祉用具の例外給付について（平成27年7月8日）【※資料1】

※許可認定期間を過ぎていませんか？今一度確認を！

○福祉用具貸与の許可認定期間は、書類提出の当該月の初日から、要介護認定期間の終了日までです。

○下記の場合は、再び市による確認・許可が必要です。

- ・当該軽度者が要介護・要支援認定の更新又は区分変更を行い、再び軽度者となったとき
- ・当該軽度者の身体・介護状況が変化し、福祉用具が必要な理由が変化したとき
- ・貸与が必要な福祉用具種目の追加や変更が生じたとき

(2) 認定期間の半分以上のショート利用

認定期間の半数を超える短期入所サービスを計画する場合、「短期入所サービスの『要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない利用』について」により、計画した理由【※資料2】を届け出ていただきます。

この計画を届け出る前提として、以下の状況を満たしている必要があります。

- ・居宅での生活を継続できない必然性がある
- ・特別養護老人ホームに申し込んでいる
- ・グループホームや有料老人ホームなどの代替手段を利用できない理由がある

「この書類を届出たから計画してよい」ではありません。本当に必要かどうかよく精査してください。

3 保険者に届け出が必要な事項の手続きについて

(1) 特定事業者加算

特定事業所加算を取得するときは、以下の書類を「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と共に提出してください。

ア 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書【※資料3】

イ. 添付書類（特定事業所加算Ⅰ～Ⅲに限る。）

- ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1-1）
【シフト】と【時間】の両方 ※算定月のみ
- ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式 10）
- ・介護支援専門員証（写） ※全員分
- ・主任介護支援専門員研修修了証（写） ※全員分
- ・実習等の受入に同意していることが分かる書面（写）

算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所にて5年間保管してください。

【特定事業所加算（Ⅰ）】

- ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とし、会議を定期的で開催すること。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。
- ⑪介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

【特定事業所加算（Ⅱ）】

特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪及び⑫を満たすこと。
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

【特定事業所加算（Ⅲ）】

特定事業所加算（Ⅰ）の③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪及び⑫の基準に適合すること。
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。
常勤かつ専従の介護支援専門員を2名配置していること。

【特定事業所加算（Ⅳ）】

- ①退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等の連携回数の合計が年間35回以上である。
- ②ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。
- ③特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している。

(2) 集中減算

ア 提出期間について

区分	判定機関	提出期間	減算適用期間
前期	3月1日～同年8月末日	9月1日から15日	10月1日から翌年3月31日
後期	9月1日～翌年2月末日	3月1日から15日	4月1日から翌年9月30日

イ 概要

別紙資料参照【※資料4】

(3) 訪問の多いケアプラン

地域包括ケアシステムの強化の一環として、生活援助を含む訪問介護の多いケアプランについて、厚生労働大臣が定める回数以上に訪問介護を位置付ける理由書【※資料5】と共に、関市へ提出をお願いします。厚生労働省が定めている「生活援助中心型のみ」では、実質有名無実化する可能性が高いと判断したため、保険者が行う適正化事業の一環であるケアプラン点検の対象抽出の為、「生活援助を含める訪問介護の回数が規定以上」の場合を対象としました。

ア 提出の対象となるケアプラン

- ・厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を利用している
- ・生活援助を利用している

※厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

イ ケアプランの検証方法

毎月末までに提出されたケアプランを点検します。その中から選定員（包括ケアマネで持ち回り予定）が3件ほどを選定し、次のメンバーで地域ケア個別会議にかけます。

- ・選定されたケアプランを作成したケアマネジャー
- ・選定した包括ケアマネ
- ・他事業所の主任ケアマネ
- ・助言者として理学療法士等

ウ 規定回数を超えた場合のペナルティについて

規定回数を超えた場合でもペナルティはありません。しかし、実態を把握したいので、ケアプランは必ず提出してください。

4 関市の実地指導について

(1) 縦覧点検

岐阜県国民健康保険団体連合会に委託を出し、介護給付適正化事業の一環として、次のデータ分析を行っています。

- ・医療情報との突合支援
- ・介護給付縦覧審査
- ・居宅介護事業所ケアプラン分析
 - 事業所集中度
 - 限度額に対する給付率

昨年度は、ケアプラン分析の結果から実地指導を行いました。要介護度1～2で、給付率が高い場合や、事業所集中度が高い事業所を抽出しています。

(2) ケアプラン点検

居宅介護事業所、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を対象に、ケアプラン点検を行っています。

居宅介護事業所を対象とするものについては、地域ケア個別会議に位置付け、包括と主任ケアマネに加えて理学療法士等にも協力を仰ぐことで多職種からの助言等を活かした対応策を講じられる、より地域包括ケアシステム強化の観点に立ったケアプラン点検を粛々と進めてまいります。当面は、先の訪問の多いケアプランによる対象事業所の選定を進めます。

5 福祉の窓口・ケア倶楽部について

平成 30 年 12 月 3 日から、介護・医療・障がい・保育情報検索システムの公開が始まりました。それに伴いまして、ホームページの福祉の項目について、簡単にアクセスできるように福祉の窓口のページを整備しました。日々の業務にご活用ください。

- ・ 関市からのお知らせの送付
- ・ 各施設の空き情報の検索
- ・ 県内障がい施設の詳細検索
 - ※サービスの内容から施設情報を絞り込めるシステムは県内初提供です。
- ・ 医療機関のより詳細な情報を確認
 - ※会員向けに、一般向けよりもより詳細な情報が閲覧できます。

関市のめざす介護支援専門員の活躍の姿 (2018～2020 年度)

2018 年度介護保険法改定	
I 地域包括ケアシステムの推進	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護の連携 ○ケアマネジメントの質の向上と公正性の確保 ○地域共生社会の実現に向けた取組の推進 </div>
II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現	
III 多様な人材の確保と生産性の向上	
IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性を確保	

関市の介護支援専門員支援の方針

1. 高齢者が住み慣れた地域で療養しながら、安心して暮らし続けることができるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が医療を含めた関係機関と介護サービス等をコーディネートする。また、介護支援専門員が地域における介護サービス以外の様々な社会資源を組み入れたケアマネジメントを実践する。
2. 地域の介護支援専門員が事業所間、サービス間で相互に情報交換し、ともにスキルアップする。
3. 地域の介護支援専門員が自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実践する

2018 年度
<p>○介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の病院との連携について、介護報酬の改定の内容等を理解する ・主任介護支援専門員の役割を理解することで、事業所内等でのスーパービジョンを受ける為の意識づくりや自分磨きを図り、仕事に対する意識の向上 ・地域のさまざまな社会資源のうち、民生委員等福祉に携わる関係者を知り、ケアプランに取り入れる <p>●主任介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の病院との連携について、より良い連携体制の構築について検討する ・事業所内での管理者の役割（法令順守、リスクマネジメント等）の意識を持つ ・スーパービジョンの手法を学び、事業所、地域の介護支援専門員を育てる人材育成に取り組む
2019 年度
<p>○介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の病院との連携について実践する。 ・事業所内等でのスーパービジョンを活用したケアマネジメントの振り返りの実施 ・地域のさまざまな社会資源のうち、日常生活支援の関係者を知り、ケアプランに取り入れる

●主任介護支援専門員

- ・入退院時の病院との連携について、より良い連携体制の構築について検討し、行政などの関係機関に提案する
- ・事業所内での管理者の役割（法令順守、リスクマネジメント等）の意識し実践する
- ・スーパービジョンを積み重ね、事業所、地域の介護支援専門員を育てる人材育成に取り組む
- ・介護予防ケアマネジメントの自立に向けた意識の確認

2020 年度

○介護支援専門員

- ・入退院時の病院との連携について実践する
- ・医療関係者との情報の共有を意識したケアマネジメントの実施
- ・事業所内等でのスーパービジョンを活用したケアマネジメントの振り返りの実施
- ・地域のさまざまな社会資源のうち、医療・福祉・保健職種の専門性を知り、ケアプランに取り入れる

●主任介護支援専門員

- ・入退院時の病院との連携体制についての検証を行い、改善について行政などの関係機関に進言する
- ・事業所内での管理者の役割（法令順守、リスクマネジメント等）の意識し実践する
- ・高いスーパーバイズの能力を発揮し、事業所、地域の介護支援専門員を育てる人材育成を効果的に行う
- ・介護予防ケアマネジメントの自立に向けた意識の確認